

広島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三二三号	福山市神辺町大字下御領字高沢町一三三五番二地先から 福山市神辺町大字上御領字手黒二〇九番四地先まで	平成二十六年四月二十七日